

マレーシア

——その成立と政治機構——

奥原忠弘

今日、アジアは世界の焦点であり、アジア地域における諸紛争は世界の平和にとって重大な脅威となっている。しかして、アジア地域の諸紛争の本質を理解するためには、関係国家についてのその歴史的背景に関する知識を不可欠とする。多くの場合、過去の植民地支配の歴史が直接もしくは間接に大きな影響を及ぼしているからである。

近時、わが国におけるアジア研究はまことに盛んなものがあるが、歴史的考察、殊に学生諸君に一般的知識を与えることを目的とする論稿は、意外に少ないように思われる。本稿は、アジア各国について、概略的な歴史と併せて政治機構を紹介せんとする筆者の試みの最初のものである。今後、機会を見て、順次に各国を取上げてみたいと思う。なお、貧困、複雑な人種構成、烈しい宗教的対立に悩む「アジア」については、経済・人種・宗教的側面からする考察を必要とするが、これらも別の機会にその攻究を期したいと考えている。

マレーシアは、一九六三年九月一六日、マラヤ連邦を中心に、シンガポール、サラワク、サバが合体して発足したものであるが、成立満二周年を目前にした六五年八月九日、「分離協定」（後掲、資料参照）の下にシンガポールは分離独立するに至った。

このマレーシアの結成は、それをめぐって、シンガポール、ブルネイ、サラワクなどの民衆の間にはげしい反対運動が起り、更にはフィリピン、インドネシア両国とマレーシア間に、領有権、北カリマンタン解放等について、いわゆる「マレーシア紛争」が発生し、国際政治において、一つの問題を投げかけてきた。

昨秋のいわゆる「九月三十日運動」という衝撃的事件を契機として、インドネシア共産党 (PKI) が壊滅的な打撃を受け、インドネシアの政治の実権が軍部を中心とする反共勢力に移った結果として、インドネシア、マレーシア間に紛争解決への歩みが進められ、去る八月一日に、マニラ協定(註5参照)の趣旨に従った四カ条から成る平和協定が調印され、三年半に亘って、ベトナムとやらんで東南アジアの活火山となっていたマレーシア紛争も、漸く終止符を打つに至ったことは周知の通りである。

なお、マレーシア紛争の争点となっていたボルネオ地域に駐留する英連邦軍は、マレーシア軍がこの地域の安全保障の任に当ることを条件として、平和協定の批准後、撤退することとなった。この撤退は、ポンド危機に悩む英国の経済事情によるものではあるが、なによりもインドネシア、マレーシアの両国が自主的に紛争を解決したことがそれを可能にしたものであることは間違いない。経済的事情がいかなるものであれ、紛争が続く限り、英連邦軍の駐留もまた続けられたであろうと考えられるからである。米軍の撤退が要求されているヴェトナムの紛争について、考えさせられるものがないであろうか。

一 成 立 過 程

(1) イギリスの植民地となるまで

マライ半島は、スリビジャヤ⁽¹⁾やタイのスコータイ朝等の支配を受けた。一五世紀には、マラッカ市を中心にイスラム教を信奉する独立国(マラッカ王国)が興った。半島の南半全体を支配した同王国は、中国(明朝)に朝貢したり、通商によってイスラム教を東にひろめた。一方、ボルネオにおいては、ブルネイという古代王国があたりに君臨していたが、一六世紀には衰え、ブルネイは、奴隷市場と海賊基地で有名となった。

ヨーロッパ人は、一六世紀初めからマライ半島の攻略にのりだしはじめた。一五一一年、ポルトガル人は、激闘のすえマラッカを攻め落した。マラッカは、ポルトガル人にとって、シナ海とインド洋を結びつけているマラッカ海峡の通商を掌握するための重要拠点であり、中国、日本、香料諸島遠征の根拠地となった。一七世紀にはオランダが進出し、一六四一年マラッカを攻略し、ジョホールをも支配下に置き、貿易を独占した。これに対してイギリスは、一七八六年にペナン島をケータダのサルタン(土侯)から獲得してイギリス東インド会社の領有土とし、次いで一七九五年にはマラッカをも奪取した。一八一九年には東インド会社の役員スタンフォード・ラップルズ(Thomas Stamford Raffles)をしてシンガポールの割譲についてジョホールの土侯と交渉せしめ、それを獲得した。以来、シンガポールは東南アジアにおけるイギリスの政治・経済・軍事上の主要拠点となった。一八六七年、イギリスはペナン、シンガポール、マラッカおよびウェルズリー(これらは海峡植民地 Straits Settlement を構成した)を直轄植民地(crown colony)とするとともに、これを足場として半島内部に進出し、ペラ(Perak)・スランゴール(Selangor)・パハン(Pahang)・ネグリ・スンプラン(Negri Sembilan)等の諸土侯国をその保護下に置いた。

(1) 七世紀後半、スマトラのパレンバンを中心として興った国で、マライ半島にも発展した。

(2) イギリス統治下の状況——一九四二年迄

イギリスは、一八七〇年代からマライ半島の土侯と条約を結び、イギリス弁理公使 (British Residents) を置いて支配権を強化した (一八八八年には、サラワクおよびブルネイ、スルもイギリスの保護領となり弁理公使が設置された)。一八九六年にはペラ、スランゴール、パハン、ネグリ・スムピランからなる名目上の連邦——マライ連邦州 (Federated Malay States-FMS)——を結成し、海峡植民地総督でもある高等弁務官の下に中央集権的支配を一步進めた (土侯は主権を保持したが、実際には弁理公使により、その統治はコントロールされた)。二〇世紀に入って、タイ国の勢力下にあったケランタン (Kelantan)、『トレンガヌ (Tengganu)』、『ペルリス (Perlis)』、『ケダー (Kedah)』および長い間イギリスと密接な関係にあったジョホール (Johore) を保護下に置くにいたり、これらを FMS に併合せしめんとした (ジョホールおよびこの四州は「非連邦州」と呼ばれるようになった)。

イギリスは、巧みに保護政策を取りつつ、マラヤを中心に植民地化を完成し、ゴム・錫その他の資源を手中に握り、同時にアジアにおける植民地支配の軍事的拠点として、これを利用したのである。

(3) 日本軍の占領とその余波

大東亜戦争における日本の進出は、東南アジアにおけるヨーロッパ諸国の植民地支配を終熄せしめるとともに、新たな民族主義を台頭せしめた。

一九四一年大東亜戦争の勃発とともに、マラヤおよびボルネオは日本軍の進出するところとなり、アジアにおけるイギリス権力の中心であるシンガポールは一九四二年二月に陥落した。マラヤにとって、この戦争は各部族社会の政

治的發展にとって重要段階を意味するものとなった。日本の進駐は、白人優越の神話を打ち碎き、“反西欧” “アジア人のアジア” の日本の主張が浸透し、独立への熱望、政治的覚醒がたかまった。彼等にとっては、戦前の政治状態への復帰などは思いもよらぬものとなったのである。

また自由インド臨時政府がシンガポールに樹立され、インド人はインドの独立を獲得するため、Sahas Chandra Bose によって組織されたインド国民運動への参加を奨励された。一方、日本は、華僑に対しては、その処遇を誤り、これがマラヤ人民抗日軍 (MPAJA) および共産主義の発展の要因となったといわれる。

(4) イギリスの戦後政策

終戦を、すべてのグループは、“解放” として、政治的・経済的・社会的により良き時代の開始とみなした。イギリス側にも改革の用意があるように思われた。戦時中に、イギリスは、海峡植民地、マライ連邦州、非連邦州などを廃し、単一国家を組織することを決定していた。

戦後、舞戻ってきたイギリスは、若干の改革を行いながらも、シンガポールを直轄地とし、マラヤ半島の連邦州・非連邦州をマラヤ連邦として組織し、イギリス属領とする政策をおしすすめた。このためには、マラヤ各州土侯の主権放棄が必要であり、イギリスは一九四五年末に Harold Macmillan 卿を派遣し、土侯と主権放棄の条約を締結せしめた（イギリスの土侯に対する権限放棄の要求は、戦争中日本軍に協力した土侯達には、懲罰として受け取られた）。この条約により各州は保護領から直轄地にきりかえられるとともに、更に枢密院令（一九四六年四月一日発効）により、マラヤ連合 (Malayan Union 1946～48) に統合された。本連合の政府は、イギリス人総督を長として運営されるものであり、

各土侯は、マラヤの慣習とか宗教に関し、助言を行う権限しか持たぬ存在となった。また、マレイ人と非マレイ人に同等の市民権を賦与する方針が明らかにされた。

しかし、このマラヤ連合は、各方面において、烈しい反対、抗議を招来した。マレイ人は始めて結成された政党——統一マレイ国民組織 (UMNO)——に依拠して抗議運動を展開した。彼等は、イギリスが土侯と結んだ条約の撤回を要求すると同時に、市民権問題についても他に本国を持たぬマレイ人自身と同等の発言権を新来の移民にも与えることは公平を欠くものであり、華僑の支配を導くものであるとして、強い非難を浴びせた。他方、非マレイ人も、マラヤ連合は専制的であり、民主的自治への熱望を全く認めぬものであるとして、これを非難した。特に、シンガポールではマラヤ民主連合 (MDU) がこの批判の急先鋒であった。

このような事態に直面して、イギリスはマラヤ連合構想を撤回し、連邦方式を目指す改革案を提示した。その結果、一九四八年のマラヤ連邦協定 (Federation of Malaya Agreement, 1948) に基づいて、旧来の連邦四州、非連邦五州に、ペナン (Penang)、マラッカ (Malacca) を含むマラヤ連邦が発足した (なお、シンガポールは依然直轄植民地であった)。この協定により、各州および海峡植民地は、法的には州内主権を認められたものの、強力な中央政府の下に統合されることになった。連邦政府の首長は、イギリス本国が任命し、国防ならびに外交についての権限を専有する高等弁務官であり、彼は連邦立法参事会の決議に対し拒否権を持つものであった。行政および立法について、州・海峡植民地の各機関に相当な権限——特に土地行政に関し——を与えたものの、植民地支配の本質的機構の多くは残存されたのである。従って、マラヤ民主連合およびその同盟党は、マラヤ連邦は、イギリス帝国主義とマレイ封建制の共同関係の復活であり、戦前のマレイ人優遇政策への復帰であるとして、これを厳しく非難した。統一マレイ国民組織、その

他の諸政党はメルデカ（独立）を目指して活潑に動きはじめた。

海外領土の速やかな放棄を約束したイギリス労働党政府は、イギリス資本の保護およびマラヤ共産党（MCP）の武装蜂起の鎮圧等の理由によりマラヤからの撤退を渋った。一九四八年マラヤ共産党がおこした武力反乱は全面的なゲリラ戦に発展したため、同年六月連邦政府は非常事態を宣言し（この非常事態は公式には一九六〇年まで続いた）、政党、労働組合の殆どを解散させ、共産党に対する武力弾圧を強化したが、他面、自治に向かって前進せしめるとの意向を示して、一般人の協力の確保に努めた。限られた範囲において、しかもマレイ人と華僑の微妙なバランスを崩さぬように配慮しつつ、若干の改革が行われた。一九五一—五二年に市部の選挙が行われた。町村議会の選挙も計画された。このような動きは政党政治の復活をもたらした。独立に至る速度・マラヤ統合の性格（各部族社会間の政治的協力であるか、マレイ人・中国人・インド人の各文化の総合であるか等）に対する態度によって種々のニューアンスのある政党が生れたが、選挙に勝つために各党は部族的なアピールを利用した。アブドゥル・ラーマン（Tunku Abdul Rahman）の指導の下に復活した統一マレイ国民組織（UMNO）は、マラヤ華僑協会（MCA一九四九年結成）と提携して一九五二年のクアラ・ Lumpur（Kuala Lumpur）の選挙を戦った。

非常事態が好転し、複合社会の協力も徐々に進むにつれて、イギリスは段階的撤退に着手した。一九五三年、高等弁務官 Templer は、公選制にもとづく議会設置の可否を審議する委員会を任命した。同委員会が「時機尚早」との結論に至ると、同弁務官はそれを拒否し、統一マレイ国民組織、マラヤ華僑協会の党首とも協議し、内戦（Communist War）中にもかかわらず、一九五五年に全国選挙を行うことを決定した。この決定は、好ましいものであったが識者の多くは、共産主義者が諸政党に浸透しないであろうか、大衆は民主主義を理解して権利を行使するであろうか等の

不安と疑惑をもっていた。

こうしたなかで、一九五五年七月、高等弁務官の補佐機関である連邦立法評議会の公選議員議席五十二についての
 全国選挙が行われ UMNO-MCA—マラヤ・インド会議派 (MIC) の三派の連合体である連合党が圧倒的な勝利を獲
 得し、ラーマン連合党総裁を首席大臣とする大臣会議が成立した。いずれの政党も多数を確保し得ないようにと期待
 していたイギリスも、ラーマンに組閣を許さざるを得なかったのである。

一九五六年初頭、連合党指導者および各州土侯の代表は、早期独立について、ロンドンにおいてイギリス側と会談
 した。独立後も三つの部族社会(マレイ人、華僑、インド人)の代表者としての連合党が解体せず、しかも急進政党が
 これにとっかわることのないこと、および連合党が共産主義者との闘争を完遂すること等について確信をもつに至
 ったイギリス側は、マライ側の要求を承認した。かくて、憲法起草委員会への委任事項について一定の了解に達し、
 独立は可能な限り一九五七年八月末までに宣言されるものとなった。リード卿を委員長とする憲法起草委
 員会の草案は、一九五七年七月に最終的に承認され、続いて同年八月三十一日権力の移譲が正式に行われた。ここに英
 連邦内の独立国マラヤ連邦が誕生し、八〇年にわたるイギリスの半島支配は終りを告げることになったのである。

(2) マレイ人指導者の多くは、安定した政府をつくり、真の独立を護得するために、各民族間の協力の必要性を認めており、
 UMNO の党首になったラーマンは MCA との提携を上策と考えた。両党の指導者は保守主義者であって、マレイ人指導者
 は主として貴族および政府の役人であり、華僑人指導者は社会的地位・財産の所有者であった。

(5) シンガポールをめぐる動き

イギリスは、シンガポール (Singapore) が自国にとって陸・海・空軍の主要基地であり、商業上も極めて重要な地点であったため、これを半島と切り離して、一九四六年四月一日直轄植民地とした。この措置は、シンガポールの人口の約七五パーセントが華僑であるという点から、マレイ人の政治的利益にもかかなうものであった。

イギリスは、華僑がその人口の約四分の三を占めるシンガポールについては、共産主義と結びついた中国人のナシヨナリズムという点で、強い不安感を持っていたが、他の植民地が着々と自治に向かってその歩を進めているときに、独りシンガポールのみを直轄植民地のままに維持し続けることはできなかった。

一九五五年、議会政治、政党制の発展を目指す最初の憲法改革が行われた。一九五五年憲法は、立法評議会について四名の総督任命の議員を認めていた。これは首相をして立法評議会の多数を確保せしめるための手段であった。また、防衛・国内治安を含め若干の事項をイギリスに全体として留保することが定められていた。同年四月、一院制の議会である立法評議会の二五議席 (三一議席中) について選挙が行われた。過半数を獲得した政党はなかったが、一〇議席を得たデイビッド・マーシャルの率いる穏健左派の労働戦線 (Labor Front) が政権を担当することとなった。

マーシャル政府は、独立に関し、イギリス政府とロンドン会談を行ったが、国内治安問題をめぐって、意見の一致を見ることができず、交渉は頓挫するに至った。マーシャル辞任の後を受けた労働戦線の林有福は、一九五七年三月ロンドンに赴きイギリス政府と会談し、内政は政府が所管し、外交・防衛をイギリスが担当し、国内治安問題を七人からなる委員会 (Internal Security Council) に委ねるということで、イギリス側の同意を得、一九五七年五月一日シンガポール立法評議会もこれを承認した。

一九五九年、新憲法の下で、立法議会議員の選挙が行われ、左翼的見解を振りかざす人民行動党 (PAP)⁽³⁾ が五一議

席中の四三議席を確保し、李光耀人民行動党内閣が出現した。しかし、政権の座に着いた李は、次第に穏健化し、総選挙後の政情に不安感を持った実業界に応えんとしたり、またラーマンとの友好関係の強化に意を用いた。結果として、人民行動党内部は、穏健派と急進派にわかれ、一九六一年七月、後者は人民行動党から分離し、社会主義戦線 (Barisan Socialis) を結成した。この少し前から、人民行動党の穏健派は、マラヤ連邦の合併を唱えて、その準備を進めていた。ラーマンをはじめマレイ人指導者は、最初シンガポールの連邦合併について反対意見を抱いていた。しかし、人民行動党政府に対する支持が下降し、その存続が危うくなるにつれ（一九六一年の補欠選挙で人民行動党は左翼に敗北を喫した）、社会主義戦線が独立シンガポールを支配するとか、あるいは他国の勢力下にシンガポールが置かれるに至るといふ可能性を恐れて、その意見を変えるにいたった。彼等は、少なくとも一九六三年の次のシンガポール総選挙までに、シンガポールの未来について、断を下さねばならなくなったのである。

(c) 李光耀 (Lee Kuan Yew) の率ゝる人民行動党 (People's Action Party) は、当時の著名な共産主義者を含んでおり、彼等の支配する労働組合は屢々政治的ストライキを敢行した。従って、人民行動党は、林有福労働戦線政権による弾圧の対象となっていた。

(6) ボルネオ諸州の動き

イギリスの直轄植民地北ボルネオ（現在のサバ）およびサラワク⁽⁴⁾ならびに保護領ブルネイにおいては、一九五〇年代から一九六二年にかけて、新憲法が制定され、選挙が施行され、徐々に政治上の発展が進められていた。政党が結成され、その活動を開始した。

一九五九年に結成されたサラワク統一人民党 (SUPP) は、自治・議会政治・ボルネオ三地域の連邦化を唱導した。北ボルネオにおいては、一九六一年に統一国民カダザン組織 (UNKO) が結成され、統一サバー国民組織 (USNO) などの他の政党と共にサバー連合党を組織し、一九六二年の地方選挙で圧倒的な勝利を収めた。ブルネイにおいては、人民党 (Party Rakyat) が組織され、同党は、ボルネオ三州を (議會制を伴う) 立憲君主制の形で、ブルネイ土侯の下に統合しようと努めた。

一九五〇年代に、イギリス政府は、北ボルネオとサラワクを統合に近づけるべく手を打ったが、殆ど成果を挙げることができなかった。

(4) 戦争により荒廃したサバーを再建するための資金を欠く特許会社 (Chartered Company) が進んでイギリス国王にその権利を譲渡し、同様にサラワク再建の見込なしと考えた白人土侯ブルックがその権力を譲渡したことにより、一九六四年サバー、サラワクは共に直轄植民地となった。

(7) マレイシアの結成をめぐる

“マレイシア” は、ラーマン首相の計画であるといわれているが、一九六一年五月のラーマン声明以降、着々と“結成”に向かつての準備がなされていった。

シンガポールの社会主義戦線 (Barisan Socials) の動向を案じたラーマンをはじめとするマラヤとシンガポールの指導者達は、非華僑人口の圧倒的に多いボルネオ諸地域をいざない、シンガポールを併合し、マラヤ連邦を母体として、イギリスをバックに新国家を建設せんとする構想を打ち出した。シンガポールの人民行動党政府は、この構想に直ち

に賛意を表し、イギリス政府も同意したが、サラワク統一人民党やブルネイの人民党は、北ボルネオの独立を要求し、この構想に反対した。

一九六二年、北ボルネオ、サラワク両地域住民の意志を調査し、マレーシア案を研究するため元イングランド銀行総裁コボルト卿を長とする委員会が設置され、同委員会は延四千人の意見を聞き、同地域の世論は、圧倒的に連邦加入に賛成である旨の報告書を作成、マレーシア構想の推進を勧告した。一九六二年七月、この報告書を悉さに検討したイギリス、マラヤ両政府は、マレーシア連邦の発足を一九六三年八月三十一日（マレーシア・デー）とすることを決定した。憲法起草委員会は一九六三年二月末にその草案作成の任を完了した。

一方、マラヤの社会主義戦線（Malayan People's Socialist Front）、シンガポールの社会主義戦線、サラワクの統一人民党、ブルネイの人民党は挙って「マレーシア案」に反対して止まなかった。これらの左翼政党は、一九六二年一月のマレーシア社会主義会議の席上で、「インドネシアに対する軍事的脅威になること」、「革新勢力に敵対するものであること」等の理由により、「マレーシア案」に対する拒否を表明していた。

しかし、シンガポールでは、人民行動党と社会主義戦線との激しい論戦の後、一九六二年九月に特別の人民投票が行われ、二・七対一の差で「マレーシア案」に対する賛成が多数を占め、同年一二月のサバ州における選挙および一九六三年六月のサラワクでの選挙でも、賛成が多数であることが示された。

ブルネイでは、一九六二年一二月八日、武装蜂起が人民党のアザハリの指導の下に発生した。叛乱軍はシンガポールから派遣されたイギリス軍により鎮圧され、人民党は非合法化されたが、この叛乱はブルネイの土侯に影響を与え、「マレーシア」への加入決定を撤回せしめた。マラヤおよびシンガポールにおいても、ブルネイの叛乱を支持する幾

多の指導者が存在した。一九六三年の初め、百名を超える「マレイシア案」反対者が、両地域で逮捕され、サラワクでも多くの逮捕、追放が行われた。

こうした情勢の中で、「マレイシア」結成の推進を任務とし、英植民相ランズダウン卿を委員長として構成された政府間調整委員会は、関係各政府間の調整策を検討し、詳細な取極めを行い協定書を起草した。一九六三年七月初めのロンドン会議において、サラワク・北ボルネオの代表は、シンガポールおよびマラヤとマレイシア協定に署名した。かくて、マラヤ連邦を中心に、シンガポール、サラワク、北ボルネオを合体したマレイシア連邦は同年八月三十一日に成立することに決定された。

しかし、この「マレイシア案」は東南アジアの国際問題に発展した。フィリピン政府はスル領土侯の最初の割譲条項が侵犯されたとして、北ボルネオの領有権を主張し、インドネシアは、ブルネイの叛乱以降、叛乱を支持し、マレイシアの結成をイギリスの新植民地体制として烈しく非難するに至った。インドネシアは、マレイシアにイギリスの軍事基地が存続することに憂慮の意を表わすとともに、ボルネオ人は自らの政治的将来を決定する権利を有することを主張し、反植民地闘争の展開を表明した。一九六三年、マラヤ・インドネシア関係は、インドネシアの「コンフロンテーション」(対決)政策により悪化の度を加えた。

かかる緊迫した情勢の打開のための、マラヤ、フィリピン、インドネシアによる外相会議⁽⁵⁾(一九六三年六月一日)、頂上会談⁽⁶⁾(同年七月三〇日より八月五日まで)を経て、マイケルモアを団長とする九人から成る国連調査団による北ボルネオ住民の意思確認のための調査が行われた。同年九月一日、同調査報告は北ボルネオ住民の過半数が「マレイシア案」に賛意を持つとの結論を明らかにしたが、同調査が、フィリピン、インドネシア両国のオブザーバー問題未解

地域別・種族別人口

地域 種族	マラヤ (1963年末)	シンガポール (1964年6月) (インドネシア人を含む)	サバ (1960年センサス)	サラワク (1962年6月末)
マレイ人	3,810,388	257,800		136,232
中国人	2,802,816	1,366,500	104,542	244,435
インド・ パキスタン人	843,257	149,900		
原住民			306,498	387,672
その他	147,993	45,800	43,381	8,651

サバの原住民はカダザン、バージャウ、ムルト族等であり、サラワクの原住民はシー・ダヤク、ランド・ダヤク、メラナウ族等である。

神奈川法学

The Statesman's Year-Book (1965~66) に依る

決の中に両国の不参加のままに実施されたものであったため、両国はこの国連調査団報告に不満の意を表明した。

国連による住民意思確認調査のため、その発足を延期していた「マレイシア」は、一九六三年九月一六日正式にその発足を見るに至ったが、フィリピン、インドネシア両国は、これを承認することを拒否し、特にインドネシアは、再び「対決」の姿勢を示し、九月二一日には、マレイシアとの経済関係の断絶を発表した。当初、インドネシアの対決行動は「経済面に限定する」と声明されていたが、次第に全面的な対決政策へと進展するに至ったことは周知の通りである。

以上が、マレイシア誕生までの概要であるが、マレイシアの人種構成は上の表の通りであり、その誕生は、複合国家としての苦悩、すなわち① マレイ、中国、インド、パキスタン系住民、それに数十種類の原住民の対立する人種問題（特にマレイ人と中国人の反目）、② 各地域間に存在する社会的・経済的格差から生ずる諸問題（特に経済的利害の対立）、③ 宗教的対立等々の数多くの難問を包蔵するものであった。

六四年のシンガポールにおける二度にわたる人種衝突事件、六四年四月の総選挙におけるシンガポール人民行動党のマラヤへの進出を契機と

してのマラヤ連合党との対立、増税案に対するシンガポールをはじめとする各州の反抗等の諸問題の根底には、いずれも、マレイ人の優位に努める中央政府とそれを攻撃する地方諸州の対立、マレイ人と中国人、それに原住民を加えてのはげしい人種対立が存在した。

六四年七月二一日（モハメッド生誕記念日）および九月二日にシンガポールで発生したマレイ人と中国人との衝突事件は、共に多数の死傷者を出し、外出禁止令を発動せしめた険悪なものであったが、この事件の根底にはマレイ人と中国人の反目につながるマラヤ連合党とシンガポール人民行動党とのきびしい対立があったと言われ、両党は相互に罵倒し合うまでに至った。かかる状況の進展が、六五年八月、シンガポールの分離独立という事態を招来し、マレイシアの一角が崩れ去ることとなったものである。

(5) 本会議において、いわゆるマニラ協定が締結された。本協定は、① マレイシア、フィリピン、インドネシアが協力し、三地域内の安定と平和を確保するための協議機関を設置せんとする構想（三國の頭文字をとった、いわゆるマフィリンド構想）に対する同意、② 国連事務総長またはその代表による北ボルネオ住民の賛成意見確認を条件としての、フィリピン、インドネシア兩國の「マレイシア」への賛成、③ 北ボルネオの帰属問題は平和的に解決すること、住民の意思を尊重すること、に対する同意等を含意としていた。マフィリンド構想は、全く具体化されていないが、現在、この三地域を総称して、マフィリンド地域と呼ぶことがある。

なお、その後、フィリピン、マレイシア間は、協調関係が進み、六四年五月には領事関係が再開され、北ボルネオ帰属問題についても、これをハーグの国際司法裁判所に提訴することで合意ができたと伝えられる。

(6) 本会議において、ラーマンは三国間の相互協議を定める文書に署名したが、シンガポールの基地および極東におけるイギリス軍の駐留は、性格的に一時的なものに過ぎないということ認めてイギリスの不興をかった。

二 政治機構

マレイシアは、マラヤー一州（ペラ、スランゴール、パハン、ネグリ・スンプラン、ケランタン、トレンガヌ、ペルリス、ケダー、ジョホール、ペナン、マラッカ）とサラワク（Sarawak）、サバー（Sabah）両州の二三州から成る英連邦内の独立国である（なお本年八月五日、マレイシア政府は、今後、サバー、サラワク両州を東マレイシアと呼称し、旧マラヤ連邦の部分を西マレイシアと呼称することを発表した）。

(1) 元首

マレイシアの最高首長は、土侯会議（Majlis Raja-Raja : Conference of Rulers）において、九人の土侯の中から、五年の任期で、秘密投票によって選任され、通常、国王（Yang di-Pertuan Agong : Paramount Ruler）と呼ばれる。

土侯会議は、ペラ、スランゴール、パハン、ネグリ・スンプラン、ケランタン、トレンガヌ、ペルリス、ケダー、ジョホール州の土侯九人とペナン、マラッカ、サラワク、サバー州の知事から成るが、国王および国王代理（副王Ⅱ）国王が事故その他の事由によりその権限を行使し得ない場合に、代行する）の選任には、九人の土侯のみが関与することができる。この会議の国王選出過程は「① 各土侯が、立候補の意思表示を行う。② 各土侯の就任年月により序列が決定されており序列の上位にある土侯から順次に選挙が行われる。③ 最初に五票以上を獲得した土侯が、国王に選出される。」の順序で進められる。国王代理の選出手続も同様である。国王はいつでも辞任することができ、また土侯会議は五名以上の賛成票決により辞任させることができる。更に、国王が自己の属する州の首長たることを止めた

ときは、辞任しなければならない。

土侯会議の存在と同会議による国王の選出という制度は、きわめて特異なものであるが、この国王選出の制度は、本質的には、英国の君主の戴冠式に似た神聖な回教の儀式であるといわれており、従って、異教徒州はこれに馴染むことができず、ペナン、マラッカ、サバ、サラワク州には大きな不満が存在しているのであり、将来の問題となろう。国王は、内閣総理大臣の任命権、国会（下院）の解散権（内閣総理大臣の助言に基づくが、その助言に反し解散を拒否することもできる）、法律に対する裁可権、連邦裁判所ならびに高等裁判所の裁判官の任命権、国軍に対する最高指揮権、軍法会議により有罪とされた者に対する恩赦権等々を有する。

土侯会議は、国王および同代理の選任を行うほか、裁判官・検事総長・選挙委員会・公務員委員会の任命、州の境界の変更、憲法修正案、回教に関する諸行事の連邦全体への拡大等々について諮問を受ける権限を有する。また、土侯自身の地位、名誉、尊厳に、直接に影響をおよぼす法案は、土侯会議の承認を得なければ、これを制定することができない。内閣総理大臣ならびに主要閣僚は、国王および同代理を選任する場合を除き、土侯会議に出席することができない。

土侯会議が右のような権限を有するため、それは立法部の「第三院」たる性格を有するものであるとの論評がある。また、土侯会議に対しては、議會制民主主義の滑らかな憲法上の表面の下に、イギリス植民地支配の特徴が顔を出したものであるとの非難があるが、まさに植民地支配の残滓であり、イギリスの伝統的なマレイ支配制と民主制の妥協の産物と評しうるものであろう。

(2) 行政部

連邦の行政権は、国王に属し、憲法および連邦法の定めるところに従い、国王、内閣、内閣により権限を付与された大臣によって行使される。国王は、内閣もしくは内閣と連帯して行為する大臣の助言に基づき、その権限を行使する。内閣は、連帯して国会に対し責任を負う。

内閣は、その主宰者たる総理大臣 (Perdana Menteri) と他の不定数の大臣 (Menteri) から成る。国王は、下院において多数の信任を得ていると判断した下院議員を総理大臣 (生来のマレーシアの国民であることを要す) に任命し、総理大臣の助言に基づき上・下両院のいずれかの議員の中から、他の大臣を任命する。閣僚の罷免は、総理大臣の助言に基づき、国王が行う。総理大臣が下院の信任を失ったときは、国会 (下院) が解散されない限り、総理大臣は内閣全体の辞表を提出する。

国王は、総理大臣の助言に基づき、国会議員の中から、職務の輻湊する大臣を補佐する者 (Assistant Minister) を任命することができる。この者は、内閣の構成員ではないが、ある程度まで、大臣の国会における職務を代行することができる。

閣議は、通常、一週に一度定期的に開かれている。閣議に関しては、秘密を守ることの宣誓が行われており、その承認なくしては、なにことも、漏泄することを許されない。討議の記録は保存されておらず、議事録は、すでに決定されたことの概略的なステートメントであり、それは決定事項の遂行を関係大臣ならびに公務員に指示するものではない。

重要な点で意見の一致し得ない大臣には、辞任の道があげられている。辞任しない場合には、その大臣は当該施策

に賛意を示した者と同じく連帯責任を負う。辞任した場合には、国会において辞任の原因となった施策を非難する自由をもつが、秘密を守る宣誓に拘束されており、討議の本質的部分ならびに他の閣僚の個人的見解をあばくことは許されない。

連帯責任の制度は、行政権の礎石をなす。各大臣は、自己の権限に属する事項の遂行について、国会に対し個人的に責任を負うが、全閣僚も、内閣において当該大臣が遂行しつつある政策に対して連署しており、連帯して責任を負う。内閣は、特別の問題を処理するため、閣僚をもって構成する常置もしくは特別の委員会を設置することが普通である。この委員会は、内閣が認めた大綱に従い、その事務を行い、命じられた事項を処理し、内閣に報告する。

内閣総理大臣は、閣僚中の第一人者として、国王をして行政全般を熟知せしめることに責任を負い、閣議の主宰、政策の調整の任に当るほか、憲法・法令上の若干の権限を保持する。また、首相代理（副総理）のポストは、慣行上のものであって、その地位に就く者は、内閣および政党内において、相当の信任を有する者でなければならない。

公務員は、政治的に中正であり、国王ならびに各州首長に忠誠を負う。公務の公正を期し、政治的介入を防ぐために、公務員の選任・昇給・規律等に関与する公務員委員会が設置されている。同委員会は、委員長・副委員長および四名以上一〇名以下の委員から構成されるが、その任命は、総理の助言を考慮し、土侯会議への諮問の後、国王によって行われる。

(3) 立法部

連邦の立法権は国会に属し、国会は、国王ならびに上院 (Dewan Negara)、下院 (Dewan Rakyat) の両院から成る

という英国と同じ建前が採られている。国王は、国会の召集、停会、解散の権限を有する。

上院は、国王により任命される議員二二名と各州議会がその議員中より二名ずつ選出する議員から構成され、任命議員は、農・工・商・文化界、社会事業等の功労者ならびに少数民族の代表者、原住民の利益を代表しうる者の中より選任される（国会は、法律により、各州選出議員を三名迄増加すること、その選出方法を有権者の直接選挙にすること、任命議員を減少もしくは廃止することができる〔憲法第四五条第四項〕）。

下院は、一四四名の議員より成る。マラヤ一州より一〇四名、サラワク州より二四名、サバ州より一六名が選出される。マラヤ一州では小選挙制によりその選挙が行われており、サラワク、サバ州からの現下院議員は、それぞれの州議会によって選出されている。しかし、この州議会による選出は、州政府が同意すれば、マレイシア・デーの第五周年前後に直接選挙にかえられることになる。

被選挙権は、上院議員は満三〇歳以上、下院議員は満二一歳以上の市民権を有するものに与えられる。

すべての大臣は、国会のいずれかの院の議員としての自らの権利に加え、他院の議事に参加する権利を認められており、国会は、大臣を関係委員会の委員として任命することもできる。但し、当該院の議員でない大臣は、その議院の本会議および委員会の票決に加わることはできない。

なお、下院は上院に対し、英国下院と同様の優越権を認められている。

(4) 政 党

マレイシアには、地方的もしくは地域的な規模の政党しか存在せず、それらが地方的利害に訴えることによって連

邦政府に対する反感を助長している。これは連邦の安定を脅かすものであり、マレーシアの政治の重大な弱点の一つとなっている。UMNOは、最も強力で最も汎マレーシア的な政党であり、一九六三年からのインドネシアの対決政策は、同党に団結を訴えるチャンスを与え、六四年の選挙において大勝を博せしめた。しかし、このUMNOもシンガポールへの進出は思うに任せず、結局は半島を越え得ない組織にとどまったのであり、真の汎マレーシア政党にはなり得ないでいる。UMNOと提携するMCAも、同様に、マラヤ外に進出し得ないでいるのである。

マラヤ地域の主要政党は次の通りである。

① マラヤ連合党 (UMNO-MCA-MIC Alliance : Malaya Alliance Party) 一九五五年七月の立法評議会民選議員の選挙を目標として次の三政党が提携し結成したものであり、以来、議会の安定勢力として政権を担当し、マレーシア構想の実現を積極的に推進してきた。ラーマン首相を総裁とする。

① 統一マレー国民組織 (UMNO : United Malays National Organization) 一九四六年三月、地主と資産階級を中心とするマレー人によって組織された保守政党である。総裁はラーマン首相であり、連合党内において主導権を握り指導的立場を占めている。

② マラヤ華僑協会 (MCA : Malayan Chinese Association) 一九四九年二月、華僑各界の有力者を中心に組織された保守政党であり、中国本土の影響を受けず自主性を持ち、華僑の利益の優先を主張している。

③ マラヤ・インド人会議 (MIC : Malayan Indian Congress) 一九四六年八月に結成されたインド系保守政党であり、その活動はインド系住民の利益を代表している。

④ 全マラヤ回教党 (PMIP : Pan Malayan Islamic Party) 一九五〇年に結成され、マレー人による回教国家の建設を

目的とする。民族主義的、回教徒的色彩の濃厚な政党であり、その地盤はケランタン州に限られている。イギリス軍事基地反対、反マレイシアを唱える。

③ 人民社会主義戦線 (SF: Malaysian People's Socialist Front) 一九五八年に結成。華僑を主体とするマラヤ労働党 (Labor Party of Malaya, 一九五二年六月結成) とマレイ人を主体とするマラヤ人民党 (Party Rakyat of Malaya, 一九五五年一月結成) に、一九六四年三月に国民会議党 (National Convention Party, 一九六三年七月結成) が加わり、三党の統一戦線となった。反資本主義、反マレイシア、イギリス軍事基地反対を主張する左派社会主義政党である。

④ 人民進歩党 (PPP: People's Progressive Party of Malaya) 一九五四年に結成された右派社会主義政党であり、党员に中国人、マレイ人、インド人、セイロン人、混血人および少数民族が入っており、マレイ人の特権の排除、全種族の平等を主張する。

⑤ 民主連合党 (UDP: United Democratic Party) 一九六四年四月結成。マラヤ華僑協会を脱退した者を中心に組織された保守政党である。

なお、サラワク州には、① 一九六二年一月結成のサラワク連合党 (Sarawak Alliance Party) ② 一九六〇年四月結成のサラワク国家党 (Party Negara Sarawak) ③ 一九五九年六月結成の急進的な華僑を中心とする左派社会主義政党であるサラワク統一人民党 (Sarawak United People's Party) がある。サラワク連合党は、マレイシア結成を支持する保守五政党によって組織された連合体であるが、六三年四月に右のサラワク国家党が離脱したため、サラワク人民戦線、サラワク国民党、サラワク華僑協会、サラワク保守党で構成されるものとなった。サバ州には、一九

六二年一〇月に、マレイシア結成を支持する諸政党の連合体として組織されたサバ―連合党 (Sabah Alliance Party) がある。

(5) 司法部

連邦の司法権は、連邦裁判所および二つの高等裁判所ならびに連邦法の定める他の裁判所に属する。連邦裁判所はクアラ・ルンプールに設置されており、高等裁判所はマラヤおよびボルネオ地域にそれぞれ存在する。

連邦裁判所は、高等裁判所の判決に対する控訴、国会もしくは州議会の制定せる法律の有効性、各州間または連邦と州間の紛争について管轄権を有する。また、国王は、憲法の規定の効力に関して発生する可能性があると思料する問題について、連邦裁判所の意見を求めることができ、これに対しては、連邦裁判所は公開の法廷でその意見を表明しなければならない。

連邦裁判所は、同長官、高等裁判所主席裁判官および二名の裁判官によって構成され、高等裁判所は、主席裁判官および四名をくだらない他の裁判官（但し、国会が別段の定めをするまでは、マラヤでは一二名、ボルネオでは八名を超えてはならない）から成る。

連邦裁判所長官、高等裁判所主席裁判官ならびにその他の連邦裁判所および高等裁判所の裁判官は、土候会議の諮問を経て、内閣総理大臣の助言に基づき国王によって任命される。連邦裁判所および高等裁判所の裁判官として任命されるには、① マレイシア市民であること、② 任命に先立つ一〇年間、当該裁判所の弁護人もしくは連邦または州の法務に携わっていた者であることが必要である。

連邦裁判所裁判官は、六五歳に達する迄在職することができ（国王の承認のある場合は、六五歳に達した後も六カ月間是在職することができる）、また、国王に直接に辞表を提出して退任することができる。

連邦裁判所裁判官は、罷免審査裁判所の勧告に基づく国王の命による場合の他、罷免されることはない。すなわち内閣総理大臣もしくはは総理大臣と協議した連邦裁判所長官が、連邦裁判所裁判官について、非行・無能力・身心耗弱・その他の事由により職務遂行不能の申し立てをしたとき、国王はその審査のための裁判所（罷免審査裁判所）を任命し、同裁判所の勧告に基づき、罷免の命を発する。罷免審査裁判所は、五名以上で構成されるが、その構成員は、連邦裁判所および高等裁判所の裁判官として現に在任する者あるいは過去に在職した者、マレイシア・デー以前に最高裁判所の裁判官であった者、英連邦内の同等の職務に従事していた者もしくはは現に従事している者で国王が適当であると思料する者等である。

なお、連邦裁判所および高等裁判所裁判官の言動は、国会両院のいずれにおいても、当該院の総議員の四分の一以上の動議に基く場合を除き、討議の対象とすることができない。

(6) 連邦と州の関係

各州は、それぞれ、成文憲法、立法部、首長を有する。ペラ、スランゴール、パハン、ケランタン、トレンガヌ、ケダー、ジョホールの七州の首長は Sultan、ペリスス州の首長は Raja、ネグリ・スムビラン州の首長は、Yang di-Pertuan Besar と呼ばれる土侯であり、サバー、ペナン、マラッカ、サラワクの四州の首長は、国王の任命によるものであるが、サバー州の首長は Yang di-Pertua Negara、他の三州の首長は Governor と呼ばれている。土侯の

いる九州には *Menteri Besar*、他の州には *Chief Minister* と呼ばれる州首相がおかれており、実際上の地方行政の運営は、この州首相が行っている。

連邦議会は、連邦の全体もしくは一部のための法律、連邦の内外に効力をもつ法律の制定権を有し、州議会は州の全体もしくは一部のための法律の制定権を有する、との建前の下に、憲法上、それぞれの立法事項について、連邦リスト、州リスト、競合リストが定められており、これらのリストに記載されていない事項に関しては、州議会が立法権限を有するものとされている。しかして、連邦議会は、① 連邦と他国間の条約・協定・協約を実施するため、② 連邦の加盟する国際機関の決定の実施のため、③ 二州またはそれ以上の州の法律の統一を促進する目的で州の立法部の要請ある場合には、州リストに記載された事項についても法律を制定することができ、また、連邦リストに記載された事項についての法律の制定を、必要な条件を課して、州立法部に認める権限を有する。

連邦法と州法の間には、抵触ある場合には、連邦法が優先し、抵触する範囲内において州法は効力を失う。

なお、連邦の行政権は連邦議会が制定するすべての事項に及び、州の行政権は当該州の立法部が制定するすべての事項に及び建前がとられている。

(資料)

独立・主権国家としてのシンガポールのマレーシアからの分離に関する協定

マレーシア政府とシンガポール政府の両当事者間において、一九六五年八月九日、協定が成立した。

マレーシアは、マラヤ連邦諸州、サバ・サラワク・シンガポール州を一独立・主権国家として連邦化することにより、一九

マレーシア

六三年九月一六日に設立された。

シンガポールが独立・主権国家になるシンガポールのマレイシアからの分離によって、マレイシアに含まれる諸地域の秩序と
 妥当な統治のために、あらたに協定を締結すべきことに当事者が同意した。

そこで、次のように同意し、宣言する。

第一条 本協定は、一九六五年シンガポール独立協定と呼ばれる。

第二条 シンガポールは、一九六五年八月九日（以下、シンガポール・デーと称する）にマレイシアの一州であることを止め、
 マレイシアから分離、独立し、マレイシア政府によって承認された独立・主権国家となる。マレイシア政府は、後掲の方法
 により、本協定に付属する憲法的文書を宣言し、制定する。

第三条 マレイシア政府は、本協定付属文書Aに規定された形式の宣言書により、シンガポールはマレイシアから分離、独立
 し、マレイシア政府によって承認された独立・主権国家であるということを宣言する。

第四条 マレイシア政府は、シンガポールに関するマレイシア政府の主権と裁判権を撤廃し、その主権と裁判権が撤廃の時点
 において本協定ならびに付属憲法的文書に従ってシンガポール政府に与えられるように定めて、本協定付属文書Bに規定さ
 れた形式での国会による法律の判定を確保するに相当と思われる処置をとり、かつ当該法律がシンガポール・デーから発効
 するように保障する。

第五条 当事者は、防衛ならびに相互援助に関する条約を締結し、以下のことを定めるものとする。

- (1) 当事者は、防衛ならびに相互援助のために統合防衛会議を設立する。
- (2) マレイシア政府は、シンガポール政府に対し、防衛上、妥当かつ充分と思われる援助を与え、シンガポール政府は、
 それを考慮して、自国の軍隊から、防衛上、妥当かつ充分と思われる程度の軍団を派遣する。
- (3) シンガポール政府は、マレイシア政府に対し、シンガポール領内において軍隊が使用する基地その他の施設を引続き
 維持する権利を与え、かつマレイシア政府が防衛上必要とみなす基地および施設の利用を許可するものとする。
- (4) 各当事者は、いずれかの当事者の独立と防衛を阻害する条約乃至は協定を締結しないものとする。

第六条 当事者は、シンガポール・デーおよびそれ以降に、相互的利益のために経済事項で協力し、かつこの目的のために随時合意に達した合同委員会もしくは合同会議を設置することができる。

第七条 一九六三年七月九日付のマレイシアに関する協定の付属文書J・Kの条項は、本協定の日から明確にこれを廃棄するものとする。

第八条 シンガポール政府とマレイシア政府が保証していた他の国家もしくは法人との間において締結された協定に関し、シンガポール政府は、マレイシア政府を当該保証の下でのその債務から免除するあらゆる協定を締結するために、当該国家もしくは法人と交渉する義務を負い、かつシンガポール政府は、マレイシア政府に対し、同政府が当該保証の結果として受ける債務もしくは損害について、完全に補償する責任を負う。

付属文書 B

マレイシア憲法およびマレイシア法改正法

前 文 (略)

- 1 本法は、憲法・マレイシア(シンガポール改正)法と呼称することができる。
- 2 国会は、本法により、シンガポールが、マレイシアを脱退し、マレイシアから分離、独立した独立・主権国家となることを承認することができる。
- 3 シンガポールは、一九六五年八月九日(以下、シンガポール・デーと称する)に、マレイシアの一州であることを止め、マレイシアから分離、独立し、かつマレイシア政府により承認された独立・主権国家となる。従って、マレイシア憲法およびマレイシア法は後に規定する場合を除き、シンガポールにおいて効力を失うものとする。
- 4 シンガポール政府は、シンガポール・デーおよびそれ以降、本憲法に規定された事項について、行政権ならびに立法権を保有する。

- 5 本憲法に列記する事項に関しての構成州に対する行政権ならびにマレイシア国会の立法権は、シンガポール・デーにおいて、シンガポールにおよばなくなり、シンガポール政府に移譲される。
- 6 国王は、シンガポール・デーにおいて、シンガポールの最高首長であることを止め、かつシンガポールに関し、行政上その他のいづれを問わず、その主権、裁判権、権限、権威は廃棄され、シンガポールの首長 *Yang di-Pertuan Negara* に与えられるものとする。
- 7 シンガポール・デーの直前に、シンガポールにおいて施行されているすべての現行法は、その趣旨に従い、引続き効力を有し、かつ本法は、恰もシンガポールに関しては可決されなかったものと解釈されるものとする。但し、シンガポール立法部は、これらの現行法を改廃することができる。
- 8 シンガポール立法部が他の規定を定める迄は、シンガポールの高等裁判所ならびに下級裁判所の第一審もしくは控訴についての裁判権および慣行ならびに手続は、シンガポール・デーの直前に行使されかつ遵奉されたものと同じのものとし、高等裁判所からの上告は、同様に引続きマレイシア連邦上告裁判所および枢密院に対して行われるものとする。
- 9 マレイシア・デー前にシンガポール政府に属しもしくはその責任であり、かつマレイシア・デーまたはそれ以降にマレイシア政府の財産もしくはその責任となったところの、動産・不動産を問わず、すべての財産および権利・債務は、シンガポール・デーにおいて、シンガポールに帰属し、かつ与えられ、もしくは移転し、再びシンガポールの財産もしくは責任となる。
- 10 (a) 軍隊、警察、裁判所および司法部の構成員を含み、マレイシア・デー直前にシンガポール政府に雇傭された公務員であり、マレイシア・デーまたはそれ以降にマレイシア政府により雇傭されて公務員となったすべての者は、シンガポール・デーにおいて、再びシンガポール政府の雇傭した公務員となる。
- (b) マレイシア・デーとシンガポール・デーの間に、マレイシア・デー以前にシガポールの省であった省においてマレイシア政府により雇傭されて勤務していたすべての者は、シンガポール・デーに、直ちにシンガポール政府により雇傭された公務員となる。
- 11 シンガポール選出の二名の上院議員ならびに一五名の下院議員は、シンガポール・デーに、当該各院の議員であることを止

める。

12 シンガポール市民は、シンガポール・デーにおいて、マレーシア市民であることを止める。

13 マレーシア憲法第一六九条により国際条約とみなされるものを含み、国王またはマレーシア政府と他の国または他の国々との間において、シンガポール・デー以前に締結された条約、協定もしくは協約は、シンガポールに適用される限りにおいて、シンガポールと当該の国または国々との間の条約、協定もしくは協約とみなされ、かつ、国際機関によって下され、シンガポール・デー以前にマレーシア政府により承認された決定は、その決定がシンガポールに適用されている限り、シンガポールが加盟している国際機関の決定とみなされる。

特に、連合王国政府とマラヤ連邦政府との間に交された一九五七年一〇月一二日の防衛・相互援助協定および（主として、シンガポールの軍用地に関する）付属文書Fの規定に従い、一九六三年七月九日のマレーシアに関する協定の第六条により、マレーシアの全地域に適用される同協定付属文書に関して、シンガポール政府は、シンガポール・デーおよびそれ以降において、英国政府に対して、シンガポール内において軍当局が占有する基地およびその他の施設を引続き維持する権限を与え、かつ、英国政府に対し、同政府がシンガポールおよびマレーシアの防衛を援助する目的ならびに英連邦の防衛ならびに東南アジアにおける平和の保持のため必要とみなす当該基地および施設を利用することを許可する。

14 シンガポール政府は、シンガポールの公共事業局が、一九六一年九月一日および一九六二年九月二九日付でシンガポール市会とジョホール州政府間において締結された水道協定の諸条件を、シンガポール・デーおよびそれ以降において、遵守することを保証する。

マレーシア政府は、ジョホール州政府がシンガポール・デーおよびそれ以降において、当該二水道協定の諸条件を遵守することを保証する。

参考文献

Malaysia, printed by Solai Press, Kuala Lumpur, 1965.

- Questions and Answers on Malaysia, A New Age Publication, L.T.P., Kuala Lumpur, 1964.
- Malaysia, K.G. Tregoning, 1964.
- Malaysia: a Survey, edited by Wang Gungwu, 1964.
- Governments and Politics of Southeast Asia, 2nd edition, edited George McTurnan Kahin, 1965.
- Modern Political Systems: Asia, edited by R.E. Ward and R.C. Macridis, 1963.
- Malaysia, Official Year Book, printed at the Government Press by Thor Beng Chong, 1963.
- State of Singapore Government Gazette, Extraordinary, August 9. 1965, No. 66.
- The Federal Constitution, together with Sections 73 to 96 of the Malaysia Act (No. 26 of 1963), compiled in the Attorney-General's Chambers.
- Politics in Southern Asia, edited by Saul Rose, Oxford 1963. (邦訳「東南アジアの政治」岸幸一監訳、紀伊国屋書店)。
- Nationalism and Communism in East Asia, by W. Macmahon Ball (邦訳「アジアの民族主義と共産主義」大窪愿二訳、岩波書店)。
- 新植民地主義、岡倉古志郎、蝦山芳郎編著、岩波書店。
- 世界の現勢、「現代」別巻一、岩波書店。
- 週刊エコノミスト、昭和四一年三月一五日号。